

市第62号議案 横浜市青少年相談センター条例の一部改正について

1 趣旨

横浜市青少年相談センターは、対象年齢の拡大等による利用者の増加、複雑な課題に対応するための支援の多様化などによるスペースの不足を解消するため、西部児童相談所再整備に合わせて移転します。

本移転に伴い、本市条例の一部を改正します。

2 改正の概要

横浜市青少年相談センターの設置（第1条）

横浜市青少年相談センターの所在地を、横浜市南区から横浜市保土ヶ谷区へ改めます。

3 施行期日

規則で定める日

<参考>

①移転予定日

令和4年3月下旬

②移転予定地

横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10



③施設面積（基本設計面積表）

施設	面積		
	現在	整備後	増分
青少年相談センター	729 m ²	1,172 m ²	443 m ²
相談室	5 室	8 室	3 室
フリースペース	2 室	3 室	1 室
執務室	65 m ²	202 m ²	137 m ²